

文化財保護への取り組み

文化財について学ぶ④

文化財保護制度の制定

現在の文化財行政の基本法令である「文化財保護法」は、戦中～戦後の社会的混乱による文化財の荒廃・散逸に加え、昭和24年（1949）の法隆寺（奈良県）金堂壁画焼失が契機となり、翌25年に制定されました。「国宝保存法（昭和4年）」「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和8年）」など、種別ごとに定められていた既存の法令を、文化財保護のための総括的法律として統合したものです。単に法律を寄せ集めただけではなく、それまで「宝物」という扱いであったものを「文化財」として定義し、分類したことも大きな変化です。これまで数度にわたって改正され、徐々に保護の対象を広げていきました。

なお、大田区の文化財保護条例については、昭和51年（1976）に施行された東京都の条例に則り、同56年3月に制定されました。ただし、文化財調査自体は昭和37年に発足した大田区文化財委員会（のちに大田区文化財専門委員）によって既に実施されており、同48～50年度にかけて現在の区指定文化財ほぼ全てが選定されました。同時期には、その集大成として「文化財総覧（『大田区の文化財』第11集）」が刊行されています。その後、条例が制定された55年度末には「大田区の近代文化財（同第17集）」も刊行され、指定対象とならなかった近現代の文化財についても一定程度が網羅されました。「文化財保護法」が近代文化財の保護を目的として登録制度を導入したのが平成8年（1996）ですから、大田区でこの当時に「時代が古いものほど希少価値が高く、新しい時代のものは評価が低い」という傾向を打破すべく取り組んでいたことは画期的であったと言えます。

文化財保護のこれから

前述したように、戦後の文化財保護意識の芽生えは、荒廃・散逸を防ぐことを契機に始まったと考えて差し支えありません。では、現代社会においてその意識はどうでしょうか。時代の流れは目まぐるしく、次々に新たな流行や技術が生み出される一方、古くなったものが淘汰され続けることがもはや当たり前となっています。何かしらの記録をしていなければ、「文化財」になるかどうかを判断する暇もなく情報の波に埋もれ、街なかの景観からも人々の記憶からも消え去ってしまう可能性があります。

文化財には、意図的に残そうとしたもの（美術工芸品など）ばかりでなく、偶然の産物として現代まで残されたもの（考古資料など）も数多くあります。しかしながら、現代の道具や文化は意図的に残そうとしない限り、未来へ継承することは難しいのではないのでしょうか。これからは古いものを残すというだけでなく、今まさに現役のものをどう取捨選択し、伝えていくかという問題に対しても、文化財保護の視点から取り組まなくてはいけないのかもしれない。